

第 21 回統一地方選挙に係る臨時啓発業務仕様書

1 件名

第 21 回統一地方選挙に係る臨時啓発業務

2 目的

有権者に対し、第 21 回統一地方選挙の実施及び選挙期日の周知を行うとともに、有権者一人ひとりがこの選挙の重要性を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加するよう、効果的な啓発事業を展開する。

3 委託する業務の詳細

別添「委託する業務の詳細」のとおり（これに基づき事業者が提案書に記載した内容については、業務仕様として契約の一部を構成することとする）。

なお、委託する業務の対象は、第 21 回統一地方選挙として執行される以下の選挙とし、内容は下表のとおりとする。

選挙の種別	投票日	対象業務
香川県議会議員選挙	未定	・ 原則として香川県議会議員選挙を対象とするものとし、期間は告示日から投票日までの 10 日間とする。
市長選挙 市町議会議員選挙	※ 下記 7（6） 参照	・ ただし、投票日等を周知する際（啓発資材、広告等）は、市町選挙についても併せて周知することとする。

4 委託業務費（消費税及び地方消費税を含む。）

上限額 10,000 千円

5 企画の実施方法

契約後、受託者と委託者（以下「県」という。）で調整の上、具体的な実施内容を決定し、実施する。

6 業務終了後の手続等

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を提出すること。業務完了報告書には、成果物の原本、成果物が確認できる写真、業務日誌、その他の履行が確認できるものを添付すること。特に、「（1）インターネットや SNS による啓発」については、選択した媒体及び年代別に、表示回数を区分した簡易な分析を提出すること。

7 その他

- （1） 採用された企画及び成果物については、県に帰属するものとし、県が自由に使用できるものとする。また、その使用については、今年度に限定されないものとする。
- （2） 契約後、受託者は、契約の範囲内で本業務について、県の指示に従うものとし、県の意見による修正ができるものとする。
- （3） 契約後に各事業の詳細について、県と打合せを行うこと。

- (4) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は受託者が行うものとする。
- (5) 特定の候補者・政党などを類推させるような表現（ロゴ、キャッチフレーズ、人物等）は使用しないこと。
なお、人物を使用する場合は、特定の候補者・政党などとの関係等、投票参加の呼びかけを行う本業務の趣旨を十分に踏まえた人選となるよう留意すること。
- (6) 投票日は現時点では未定であるが、本業務の企画提案に当たっては、過去の実績を踏まえ、4月上旬に香川県議会議員の選挙、4月下旬に市長及び市町議会議員の選挙が実施されるものとして、提案及び見積をすること。
なお、県は選挙の執行期日が決定された後、速やかに受託者に通知するものとする。
- (7) 選挙日程が変更された場合又は投票を行う必要がなくなった場合（無投票の場合）は、県の指示に従うものとする。その場合、必要に応じて変更契約を締結するものとする。
- (8) 受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに補正等の必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (9) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及び賠償等について対応すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、県及び受託者で協議の上決定する。
- (11) 本件に関する問合せ
香川県政策部自治振興課 坂下
TEL：087-832-3983
FAX：087-831-4358
E-mail：senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

委託する業務の詳細

【共通事項】

- ① 業務全般を通じて、県が独自に実施する臨時啓発事業^{参考資料1}を参考とし、類似する提案とならないよう留意すること。
- ② 企画提案書には、企画内容及びその提案理由（ねらいや考えられる効果）を具体的に記載すること。
- ③ 各種啓発資材に統一的に使用できる訴求力のあるキャッチコピーを作成すること。
- ④ 特に、若年層の選挙への意識を高め、投票行動を促す啓発事業を企画すること。企画には、若年層の情感に働きかけるような創意工夫を凝らすこと。
 - ※ 各種選挙における投票率の低下、特に若年層の投票率の低下が指摘されている。については、過去の選挙で若年層が選挙に行かなかった理由や、近年の若者の行動について分析することなどにより、明確なコンセプトを持った提案を行うこと。（参考となる調査等）
 - ・ 18歳選挙権に関する意識調査（総務省 Web サイト）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei15_02000153.html
 - ・ 若い有権者の意識調査（令和4年2月）（明るい選挙推進協会 Web サイト）
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/1276/>
 - ・ 第27回参議院議員通常選挙（令和8年3月）
<https://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/1268/>
- ⑤ 地域に根付いているイベントを活用するなど、事業全体を通じて、効率的かつ効果的な企画となるよう留意すること。
 - ※ ^{参考資料2}として、過去に実施した啓発イベント及び若年層を対象とした啓発事業を掲載しているが、この内容に近似する必要はない。
- ⑥ 投票機会を最大限確保する観点から、期日前投票制度等の周知に努めること。
- ⑧ 各啓発事業において、数量を示しているものについては、県が受託者と協議した上で、変更する場合がある。
- ⑨ 以下の資材の納品日は、香川県議会議員選挙の投票日の30日前とする。対象資材が納品日までに納付先に届くようにすること。ただし、選挙日程決定の状況等により、納品日等を変更する場合がある。
 - ・ 「（1）インターネットやSNSによる啓発」における動画、バナー及び賞品
 - ・ 「（3）ポスター・チラシによる啓発」に係る啓発資材のうち県納品分
 - ・ 「（5）ポディーパネルによる啓発」に係る啓発資材のうち県納品分
 - ・ 「（6）放送用資材による啓発」に係る啓発資材のうち県納品分
 - ・ 「（7）親子投票記念証による啓発」に係る啓発資材のうち県納品分
- ⑩ 啓発資材の納品先等への送付費用は、受託者の負担とする。
- ⑪ 業務全体を通して、関係法令を遵守すること。特に、立看板の設置等、現場における作業については、労働安全衛生法に定められた内容を遵守すること。

【実施を必須とする事業】

(1) インターネットやSNSによる啓発

① SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）広告を活用した啓発

- ・ SNSに動画広告を掲載することにより、啓発を行うもの。
- ・ 受託者は、掲載内容の調整、広告の設定等、実際の広告表示に至るまでの作業を行う。
- ・ 掲載期間は県議会議員選挙の告示日から投票日までの10日間とする。
- ・ 下記に基づき広告を表示し、「表示回数」又は「クリック数」を満たすこと。

啓発媒体	エリア・ ターゲティング	表示回数	クリック数
YouTube	香川県・	計1,000,000回	計500回
選択1種	18歳～34歳	計 500,000回	計250回

備考

- ☑ YouTube 広告については、県が独自に実施する「選挙啓発動画コンテスト」に入賞した作品（動画）を用いることとする。
- ☑ 選択1種については、SNS（Instagram、TikTok、X、Threads、Facebook、LINE 等）の中から、対象者に効果的な啓発ができると考える媒体1種類を選択すること。
- ☑ X、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok については、香川県選挙管理委員会の広告用アカウントがあるが、具体的な投稿手続については、契約後、県選挙管理委員会の職員と協議しながら進めること。それ以外を使用しての啓発を提案する場合、アカウントの作成手続は受託者において行い、それに要する費用は受託者の負担とする。また、今後、県が実施する選挙啓発事業で使用することを前提とし、アカウントの権利は県に帰属するよう手続すること。

② インターネット広告を活用した啓発

- ・ Yahoo!Japan（以下「YDA」という。）若しくは Google（以下「GDN」という。）、又はその両方でのディスプレイ広告を活用した啓発の提案を求めるもの。広告からのリンク先は、県選挙管理委員会 Web サイトを想定しているが、詳細は業者決定後に協議して決定する。
- ・ 受託者は、広告に必要なバナーの作成、表示内容の調整、広告の設定等、実際の広告表示に至るまでの作業を行う。
- ・ 掲載期間は県議会議員選挙の告示日から投票日までの10日間とする。
- ・ 下記に基づき広告を表示し、「表示回数」又は「クリック数」を満たすこと。
- ・ YDA 又は GDN のいずれか一方のみでの実施を提案する場合は、その理由を示すこと。

広告形態	エリア・ ターゲティング	表示回数	クリック数
YDA（ディスプレイ広告）	香川県・	※	※
GDN（ディスプレイ広告）	18歳～44歳	計10,000,000回	計10,000回

※ 各広告形態分を合計した回数

③ SNSの記事原稿作成・特設 Web サイトのデザイン提案等

受託者及び県が行う啓発事業について、県が有する SNS アカウントからの投稿により、高い啓発効果が期待できる内容・タイミングを検討の上、事前に県に提案すること。その投稿に関する記事の原稿や写真等の素材は、受託者が作成すること。SNS への投稿は、県選挙管理委員会の職員が行う。

(参考：令和 7 年参議院議員通常選挙の投稿実績 17 日間で 20 回の投稿

令和 8 年衆議院議員総選挙の投稿実績 12 日間で 16 回の投稿)

また、特設 Web サイトの作成・更新については、県選挙管理委員会の職員が香川県の行政情報提供システム (CMS) により行うが、レイアウト等のデザインについては、受託者が作成すること。デザインは、当該システムにアップロード可能な形式により作成するものとし、具体的には契約後、県選挙管理委員会の職員と協議しながら業務を進めること。

※ Web サイトの表示形態は、香川県庁 Web サイトを参照すること。

④ Web サイト用バナーの作成

明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行うために県・市町 Web サイト等に掲載するバナーを作成すること。

- ・ W350 p x × H65 p x (庁内ネットワーク用：小)
- ・ W700 p x × H65 p x (庁内ネットワーク用：大)
- ・ W600 p x × H426 p x (県 Web サイト：トップページピックアップ用)
- ・ W600 p x × H302 p x (県 Web サイト：所属課ページ関連リンク用)

※ 制作するデータのサイズや数量は変更する場合がある。

⑤ 「選挙啓発動画コンテスト」賞品の準備

- ・ 県が実施する「選挙啓発動画コンテスト」の以下の賞品を、表彰にふさわしい包装をした上、準備すること。
- ・ 「最優秀賞」又は「優秀賞」、「第 21 回統一地方選挙」及び「選挙啓発動画コンテスト」の項目は必ず記載すること。

表彰区分	賞品
最優秀賞 (1 名)	Amazon ギフトカード 5 万円相当
優秀賞 (3 名)	Amazon ギフトカード 1 万円相当

(2) マスメディアによる啓発

- ・ マスメディアを通じて、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかけるもの。
- ・ 「選挙名」、「投票日」及び「期日前投票」の項目は必ず記載すること。

項目	啓発媒体	指示事項
新聞広告による啓発	朝日新聞、産経新聞、四国新聞、毎日新聞、読売新聞	・ 広告の大きさは天地一段、左右 1/2 (32mm×188mm 程度) ・ モノクロ ・ 県議会議員選挙の<u>投票日に掲載</u>すること

(3) ポスター・チラシによる啓発

- ・ 投票日の周知や明るい選挙の推進、投票総参加を呼びかけるポスター及びチラシのデザインを作成し、印刷・送付等を行うこと。
- ・ 「選挙名」、「作製責任者の名称（「香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会」との表示をいう。以下同じ。）」、「投票日」、「キャッチコピー」、「期日前投票」の項目は必ず記載すること（詳細は県が指示する）。
- ・ 納品先、納品先における数量等は、参考資料5を参照

① 一般掲示用ポスターの作製・印刷・掲出（送付）

- ・ 一般掲示用ポスターについては、集客力のある大型小売店舗や駅構内等に掲出するものとし、受託者において掲出の手続を行い、掲出にかかる費用を負担するものとする。
- ・ また、大型小売店舗、県選挙管理委員会、各市町選挙管理委員会、県内の教育機関等に送付するものとし、送付作業は受託者が行う。

作成枚数	規格	指示事項
1,000 枚	B2 判・片面刷	・ 掲出依頼をする公共交通機関と箇所数（予定） J R 四国 県内掲出可能駅 12 駅構内各 1 箇所 ことん 県内掲出可能駅 53 駅構内各 1 箇所 琴参バス 県内可能駅貼 8 箇所各 1 箇所 ・ 送付作業が必要なもの（掲出依頼不要） 県内大型小売店舗等 23 箇所 県選挙管理委員会 1 箇所 各市町選挙管理委員会 17 市町 県内の教育機関 50 箇所 ・ 掲載期間は県議会議員選挙の告示日から投票日までの 10 日間とするが、掲示先公共交通機関の規程等により、これによりがたい場合は、この限りでない。 ・ デザインの作成が必要。

② 一般配布用チラシの作成・印刷・送付

- ・ チラシ送付時には、100 部ごとに合紙を挟み、数量等を表示すること
- ・ 県選挙管理委員会、各市町選挙管理委員会、県内の教育機関等（50 校）に送付するものとし、送付作業は受託者が行う。

作製枚数	規格	指示事項
454,000 枚	A4 判・両面刷	・ デザインの作成が必要。

(4) 立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕・のぼりによる啓発

- ・ 投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行うために、投票日やキャッチコピーなどを表示した立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕をデザインし、作製すること。
- ※ 今回、のぼりについては、既存物資を利用することから、受託者において、作成・配布ともに実施する必要はない。

- ・ 立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕については、「選挙名」、「作製責任者の名称」、「投票日」、「キャッチコピー」及び「期日前投票の期間」の項目は必ず記載すること（詳細は県が指示する）。
- ・ 設置期間中、風雨等により文字やデザインが消えることがないようにすること。

① 立看板

数量	設置場所	規格等
1 基	県庁舎東館玄関前	・ 広告面… 1 面 ・ 高さ420cm（広告部分370cm） ・ 幅75cm ・ 柱固定のため、針金を使用
2 基	ことでん瓦町駅前広場歩道橋上	・ 広告面… 2 面 ・ 高さ230cm（広告部分220cm） ・ 幅80cm

※ 設置期間は、県議会議員選挙の投票日の翌日まで（約2週間）とする。

※ 人通りの多い場所に設置するため、移動・倒壊することのないよう固定すること。

※ 設置及び撤去（悪天候による一時撤去、再設置を含む。）は県の指示に従うものとし、設置及び撤去に係る費用は、委託料に含まれることとする。

② 懸垂幕・横断幕・広報船幕

種別	数量	設置場所	規格等
懸垂幕・ 横断幕・ 広報船幕	44枚	市町庁舎・ 県広報船等	・ <u>参考資料3～6</u>のとおり ・ <u>県、市町への送付作業は受託者が行う。</u>

※ 送付された懸垂幕・横断幕・広報船幕の取付は、県・市町が行うことから、受託者による作業は不要。

（５）ボディーパネルによる啓発

- ・ 投票への参加を呼び掛けるため、県及び市町所有の公用車に貼り付けるボディーパネルをデザインし、作製すること。
- ・ 県及び市町への納品数は参考資料5を参照すること。
- ・ 貼付期間中（2週間程度）、風雨等により文字やデザインが消えることがないようにすること。

製作数	規格	指示事項
59 枚	・ マグネット付 ・ 高さ 30 cm×幅 50 cm ・ 走行中に車両から落下しないよう、厚さは 0.8mm 程度とする。	・ デザインの作成が必要。（選挙名等は記載しない。詳細は県が指示する）。 ・ <u>県への送付作業は受託者が行う。</u>
6 枚		・ デザインの作成が必要。ポスターと同一項目（選挙名等）を記載すること（詳細は県が指示する）。 ・ 県、市町への<u>送付作業は受託者が行う。</u>

(6) 放送用資材による啓発

啓発放送用のSDカード及びCDは、県が独自に実施する臨時啓発事業において使用するものであるが、作製については受託者が行うこと。

- ・ 放送内容の原稿については、県が指示する。
- ・ 県、店舗（いずれもポスターと併せて送付する予定）等への送付作業は受託者が行うこと。
- ・ 放送内容は2パターン作成すること（県議会議員選挙の告示後～投票日前日、投票日当日）。
- ・ 県選管で録音した音声を別途送付するので、あわせて収録すること。

種別	作製数	指示事項
SDカード (2G～32G)	15枚	・ 電子データは、MP3ファイルとすること。 ・ 放送内容（2パターン）をまとめて格納し、それぞれ番号で再生できるようにすること。
CD	24枚	・ 2パターンの放送内容をそれぞれ分けて収録すること（公示後～投票日前日用12枚、投票日当日用12枚）。 ・ CDプレイヤーで再生できる形式で格納すること。

(7) 親子投票記念証による啓発

- ・ 投票所を親子で訪れた人に対して配布する親子投票記念証を作製すること。
- ・ 県及び市町への納品数は参考資料5を参照すること。

種別	作製枚数	規格	指示事項
親子投票記念証	25,000枚	縦88mm×横63mm・ 両面刷・ 片面ホログラム加工 コート220kg	・ デザインの作成が必要。 ・ 県、市町への送付作業は受託者が行う。

- ・ 「いっぴょう君」及び「めいすいくん」のイラストを使用し、主に小学校低学年をターゲットとした可愛らしいデザインとすること。文面は県が指示する。
- ・ 文字の大きさ、配置、配色等は、全体のバランスを考慮し、校正過程で決定する。

(8) 啓発イベント

① 成人式での呼び掛け

- ・ 1月上旬に開催される成人式において、新成人に向けて投票を呼び掛けるイベントを企画し、会場設営、備品調達、当日の運営管理、進行及び撤収に至るまでの一連の業務を遂行すること。
- ・ 各市町の実行委員会との調整等についても、受託者において行うこととする。
- ・ 啓発イベントにおいて、啓発グッズ配布のための物品等諸経費や看板・横断幕作成等の経費は、委託業務費に含まれるものとする。

② 地域イベント等での呼び掛け

- ・ 多くの県民が集う場所や時間帯において、啓発イベントを企画し、会場設営、備品調達、当日の運営管理、進行及び撤収に至るまでの一連の業務を遂行すること。
- ・ 地域に根付いているイベントを活用するなど、効率的かつ効果的な企画となるよう留意すること。
- ・ イベントは、県議会議員選挙の投票日 1 週間前の土曜日又は日曜日に行うことを基本とするが、多くの人員への呼び掛けが期待できる合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- ・ 啓発イベント（選挙啓発動画コンテストの表彰式を行う場合はその費用を含む）において、啓発グッズ配布のための物品等諸経費や看板・横断幕作成等の経費は、委託業務費に含まれるものとする。

備考

- ☒ イベント等実施時において、着ぐるみ（いっぴょう君）の貸し出しは可能。ただし、クリーニングの上、返却すること。その他、広報船幕の貸し出しなど、受託者の希望に応じて、他の啓発事業に支障がない範囲で、当該事業の効率的な実施に配慮する。
- ☒ 提案に当たってはイベントの場所及びその提案理由も記載することとし、場所の確保は受託者の責任において行うこと。（過去の実施事業は[参考資料 2](#)に掲載）。

③ 啓発用ユニフォームの作成

- ・ イベントで着用するはっぴ、ジャンパー等（はっぴ、ジャンパーに限らずイベントに参加する職員やスタッフが着用できるものであればよい。）及びはっぴ、ジャンパー等に貼付するゼッケン等を最大 40 着作成すること。
- ・ はっぴ、ジャンパー等には「選挙へ行こう!」、ゼッケン等には選挙名及び投票日等々の文言を印字すること。（詳細は県と受託者で協議し決定する）

【任意で実施する事業】

- 【実施を必須とする事業】で挙げた事業以外で、事業者により、創意工夫をこらした効果的な事業の提案を任意で行うもの。
- 以下に記載している事業内容は例示である。そのため、記載されている内容から選んで提案してもよいし、記載されているもの以外に効果的な提案があれば行ってもよい。

(1) SNSによる啓発の上乗せ

SNSによる啓発について、【実施を必須とする事業】に上乗せして行うもの。

啓発媒体 (例)	注意事項
Instagram、TikTok、X、Threads、Facebook、LINE等	・ 対象者に効果的な啓発ができると考える媒体選択し、その媒体を選択した理由を示すこと。 ・ 「エリア・ターゲティング」と併せて、提案において満たす「表示回数」、「クリック数」を示すこと。

(2) マスメディアによる啓発の上乗せ

マスメディアによる啓発について、【実施を必須とする事業】に上乗せして行うもの。

啓発媒体 (例)		注意事項
テレビ (地上波)	西日本放送 (RNC)、瀬戸内海放送 (KSB)、山陽放送 (RSK)、岡山放送 (OHK)、テレビせとうち (TSC)	・ 放送局、放送の日数、時間帯等を理由とともに提案すること。 ・ 放送する動画は事業者において作成すること。 ・ CMに限らず、番組出演による啓発を可とする。
ラジオ	西日本放送、FM香川、コミュニティFM放送局 (坂出市・高松市)	・ 放送局、放送の日数、時間帯等を理由とともに提案すること。 ・ CMに限らず、番組出演による啓発を可とする。
新聞	朝日新聞、産経新聞、四国新聞、毎日新聞、読売新聞	・ 県議会議員選挙の<u>投票日以外に掲載すること</u>。 ・ 掲載する新聞社、広告の大きさ、日数等を理由とともに提案すること。
ケーブルテレビ	香川テレビ放送網、高松市塩江ケーブルネットワーク、三豊ケーブルテレビ放送、中讃ケーブルビジョン、さぬき市ケーブルネットワーク、ケーブルメディア四国	・ 放送局、放送の日数、時間帯等を理由とともに提案すること。 ・ 放送する動画は事業者において作成すること。 ・ CMに限らず、番組出演による啓発を可とする。

(3) ポスター・チラシによる啓発の上乗せ

ポスター・チラシによる啓発について、【実施を必須とする事業】に上乗せして行うもの。

① 車内掲示用ポスター

- ・ 車内掲示用ポスターについては、ＪＲ・私鉄の電車・バスの車内に受託者が掲出の手続きを行い、掲出にかかる費用を負担するもの。

作成数・規格（例）		注意事項
418 枚	B3 判・片面刷	掲出する公共交通機関と枚数
		ＪＲ 車内吊り 100 枚
		ことでん 車内中吊り 140 枚
		ことでんバス 車内掲出 80 枚
		大川バス 車内掲出 20 枚
		琴参バス 車内掲出 60 枚
		小豆島オリーブバス 車内掲出 18 枚

② ステッカーの作製

- ・ ステッカーを作製し、自動販売機等に貼付けることにより啓発を行うもの。
- ・ 受託者において、自動販売機等への貼付けに係る手続きを行うとともに、貼付に要する費用を負担するものとする。

③ フリーペーパーを活用する啓発

- ・ フリーペーパーに広告等を掲載することにより、啓発を行うもの。
- ・ 受託者において、フリーペーパーへの掲載手続きを行うとともに、掲載に要する費用を負担するものとする。

（４）電光掲示板等による啓発

- ・ 受託者の提案・手配により、ＪＲ高松駅に設置されている電光掲示板等で動画放映による啓発を行うもの。

（５）子育て世代に対する啓発

- ・ 親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、子育て世代に対する啓発事業を行うもの。

事業例	備考
子ども向けの絵本等のグッズの作成	※ 動画やグッズを作製する場合、どのように展開するのかを示すこと。
子ども向けの YouTube 動画の作成	
子育て世代が投票に行きやすくなる事業	（一例）親子投票サポート事業 ・ 一部の（期日前）投票所に試行的にキッズスペースを設置し、人員を配置する。 ※ 人員の配置を必要とする場合、配置人数・期間等を示すこと。

県が独自に実施する臨時啓発事業

(1) 広報車・広報船等による啓発

広報車・広報船により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

(2) 県の自主媒体を使った啓発

県 LINE 公式アカウント、インターネット放送局、県公式 YouTube、電子掲示板、県庁デジタルサイネージ、県政テレビを活用し、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 特設サイトなどインターネットによる啓発

香川県選挙管理委員会の Web サイトに特設サイトを開設して、投票日・投票時間・期日前投票制度等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

※ 特設 Web サイトのレイアウト等のデザインについては、受託者が提案する。

(4) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した啓発

香川県選挙管理委員会の X、Facebook 及び Instagram アカウントを活用して、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけ等の情報発信を県職員が行う。

※ 受託者が行う啓発事業において、啓発効果が高いと思われる投稿における記事の原稿や写真等の素材は、受託者が作成する。

(5) 防災行政無線放送等による啓発

各市町に依頼し、防災行政無線放送等やケーブルテレビによる啓発を行う。放送の内容については、選挙の意義・投票日・投票時間・期日前投票制度等についての周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけとする。また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(6) ポスター掲出、店内放送、レシート広告による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。また、県庁舎等にポスターを掲示し、来庁者に対する啓発を行う。

※ ポスターや店内放送用の CD の送付作業は受託者が行う。

過去の選挙における香川県が実施した啓発イベント及び若年層を対象とした啓発事業

過去数回の選挙において、香川県が実施した啓発イベント及び若年層を対象とした啓発事業は以下のとおり。

第 24 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務（H28） 投票日：7 月 10 日	・ 若年層対象の模擬投票 6/30（木）15:00～18:00 ことでん瓦町駅前 ・ 高校 3 年生対象の模擬投票 7/5（火）11:00～12:00 高瀬高校 ・ 若者からのメッセージ 啓発番組制作 7/6（水） 22:00～FM 高松内番組で放送
香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務（H30） 投票日：8 月 26 日	・ 大里菜桜さんと県内市町のゆるキャラやいっぴょう君、めいすい君が踊る「知事選たいそう」動画作成。その動画を web サイトに掲載。 ・ サッカーの試合において、大型ビジョンで動画放映（キックオフ前 2 回） 8/11（土） Pikara スタジアム ・ メディアキャラバン 大里菜桜さん、いっぴょう君、県選管書記が報道各社を訪問。
統一地方選挙に係る臨時啓発業務（H31） 投票日： 4 月 7 日（県議会議員選挙） 4 月 21 日（統一市町選挙）	・ ゆるキャラ「うどん脳」を「せんきょ脳」に変えて、啓発用資材等に活用 ・ 音楽のリズムに合わせた TikTok を意識した動画を作成し、Web サイト等に掲載 ・ 大型ショッピングセンターでの模擬投票 3/23（土） イオンモール綾川 ・ 鉄道駅での模擬投票 3/24（日） ことでん瓦町駅
第 25 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務（R1） 投票日：7 月 21 日	・ チラシ・ポケットティッシュ配布、「あなたが選挙に行く理由」メッセージボード記入声かけ実施。記入後、写真撮影し、一部を SNS に投稿。 場所：7/8（月）徳島文理大学、7/9（火）香川大学、瓦町 F L A G、7/11（木）高松中央高校、高松北高校、7/12（金）香川高専（高松）、香川県美容学校、7/15（月）高松中央商店街北部三町ドーム広場、7/18（木）穴吹ビジネスカレッジ ・ キャンペーンソングのミニライブ実施 場所：7/9（火）瓦町 F L A G、7/12（金）香川県美容学校、7/15（月）高松中央商店街北部三町ドーム広場

第 49 回衆議院議員総選挙に係る臨時啓発業務 (R3) 投票日 : 10 月 31 日	・ 大学生が選挙啓発に関する動画 (討論会・Q&A) を作成し、SNS で情報発信。 ・ 大学生が期日前投票所を訪れて、所在地や実際に投票を行った感想などを写真を使って SNS で発信。
第 26 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務 香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務 (R4) 投票日 : 7 月 10 日 8 月 28 日	・ 県内学生に「明日の日本に望むこと」及び「新しい香川に望むこと」をインタビューして動画を作成し、若年層に向けて YouTube、Twitter 及び Instagram で発信。
統一地方選挙に係る臨時啓発業務 (R5) 投票日 : 4 月 9 日 (県議会議員選挙) 4 月 23 日 (統一市町選挙)	・ 県内学生に座談会を実施し選挙に対するイメージや想いをヒアリング。 ・ 別日に大学キャンパス内で学生 10 名にメッセージパネルへ「あなたは香川で、どんな明日をつくりたいですか？」をテーマに思いを自由に記入してもらう。 ・ 記入されたメッセージをチラシや SNS のデザインに活用。
第 27 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務 投票日 : 7 月 20 日	・ 有権者である県内の若年層を集め、「どう？最近 する？投票」をテーマにインタビューを実施し、その様子を動画とスチールで撮影すること。また、30 秒～1 分程度の動画に編集し、インタビュー動画を作成。 ・ インタビュー内容を啓発資材のデザインに活用。 ・ インタビュー動画を Instagram、X、Facebook 及び TikTok で発信。 ・ 大型ショッピングセンター及び商店街での模擬投票。 7/12 (土) ゆめタウン丸亀 7/13 (日) 高松南部三町ドーム

懸垂幕・横断幕

1 作 製 数 4 2 枚

2 規格 (H×W)	No. 1	800 cm × 90 cm	1 2 枚
	No. 2	700 cm × 90 cm	9 枚
	No. 3	600 cm × 90 cm	5 枚
	No. 4	500 cm × 90 cm	3 枚
	No. 5	90 cm × 700 cm (横断幕)	8 枚
	No. 6	50 cm × 700 cm (横断幕)	2 枚
	No. 7	600 cm × 55 cm	1 枚
	No. 8	70 cm × 700 cm (横断幕)	2 枚

3 納 品 先 各市町選挙管理委員会に、納品すること。

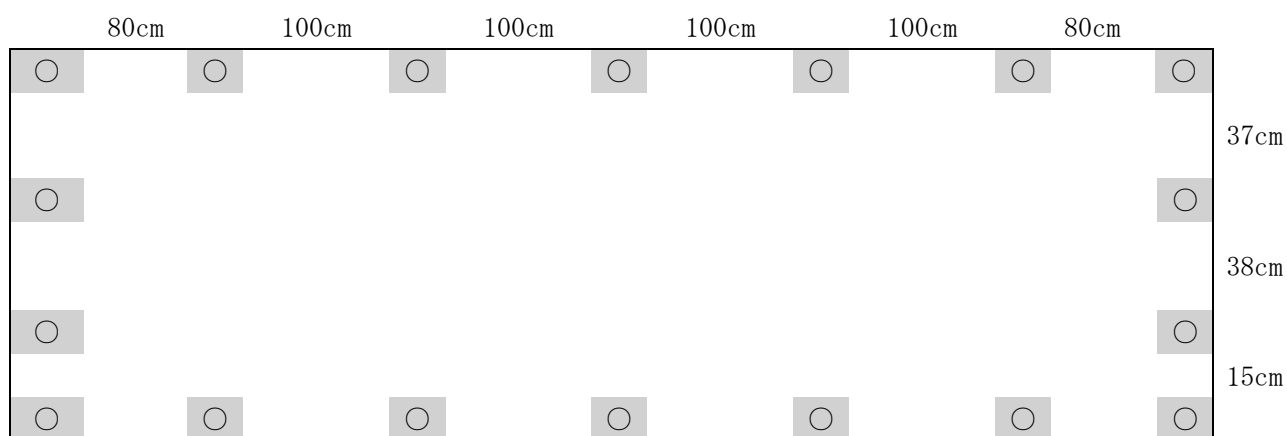
4 仕 様

- ① デザインは、ポスターと同一項目（選挙名等）を記載することとし、作製前に、県と協議し、決定すること。
- ② 設置期間中（約 2 週間）の風雨に耐えられる材質とすること。
（テント生地（ターポリン）等で期間中耐えうるもの。）
- ③ ロープ織込加工及びハトメ加工を施すこと。
- ④ 懸垂幕の基本規格は左右 3 穴計 6 穴、横断幕は、上下 4 穴計 8 穴、等間隔に穴を開け、補強すること。
また、取付用ロープが必ず通る大きさにすること。
- ⑤ 取付け用ロープは、懸垂幕は直径 8 mm、長さ 20m、横断幕は直径 8 mm、長さ 5 m とし、設置期間中（約 2 週間）の風雨に耐えられる質とすること。（布製等）
- ⑥ 懸垂幕については、上下に袋縫い加工を施し、各々 1 本、取付用の木（左右にはロープを通す穴をあけること。）を付けること。
- ⑦ 懸垂幕・横断幕の基本規格は上記のとおりであるが、それ以外の穴数やロープの長さは、参考資料 5を参照すること。
- ⑧ 送付時に、種類（規格）×数量が分かるようにして送付すること。

広報船幕

- 1 作 製 数 2 枚
- 2 規格（H×W） 9 0 c m × 5 6 0 c m
- 3 設置場所 県漁業指導船「ことぶき」の両舷
- 4 納 入 先 香川県選挙管理委員会
- 5 仕 様
 - ① デザインは、ポスターと同一項目（選挙名等）を記載することとし、作製前に、県と協議し、決定すること。
 - ② 設置期間中（3日間）の風雨に耐えられる材質とすること。
（テント生地（ターポリン）等で期間中耐えうるもの。）
 - ③ 下記参照図のとおり上下に、等間隔に7箇所ずつ、両横に2箇所ずつ穴を開け、十分強度のあるハトメで補強すること。
 - ④ 取付け用ロープは、フラグライン2種類（直径6mm、切断なしで長さ30mのもの及び直径4mm、切断なしで長さ50mのもの）を納品すること。
 - ⑤ デザインは作製前に、県と協議し、決定すること。

（ロープ穴 参照図）



第21回統一地方選挙における選挙啓発資材配布数量

市町名	資材名	①ポスター (B2)	②一般配付用 チラシ (A4)	③公用車 ボディ パネル ※1	④SD カード	⑤CD	⑥懸垂幕 ※2		⑦横断幕 ※2		⑧親子投票 記念証 (単位:枚)
		(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	数量合計 (単位:流)	規 格	数量合計 (単位:流)	規 格	
1	高松市	110	192,000	6	4	0	4	No.1*1[後掲図] No.2*1 No.3*2	3	No.5*2 No.6*1	15,000
2	丸亀市	80	57,000	4	2	0	1	No.1*1	1	No.5*1	1,300
3	坂出市	40	26,000	2	0	0	1	No.1*1(ロープは直径 6mm、長さは指定な し)	1	No.8*1(ロープは 直径6mm、長さは 指定なし)	1,000
4	普通寺市	10	15,000	4	0	0	1	No.1*1	0		0
5	観音寺市	40	24,500	5	0	0	3	No.1*2 No.2*1	0		500
6	さぬき市	15	24,000	2	0	0	3	No.1*2[後掲図] No.3*1	1	No.8*1	1,300
7	東かがわ市	6	14,500	6	0	0	1	No.1*1	2	No.5*2	800
8	三豊市	21	27,000	4	0	0	3	No.2*2 No.4*1	4	No.5*3 No.6*1 (No.5のうち1つ は後掲図のとおり)	0
9	土庄町	12	6,850	1	0	0	1	No.2*1	0		480
10	小豆島町	16	6,700	2	0	0	2	No.2*1[後掲図] No.4*1[後掲図] (全てロープ、木の棒 不要)	0		600
11	三木町	30	12,000	4	0	0	1	No.1*1	0		2,000
12	直島町	5	1,700	2	0	0	1	No.4*1	0		0
13	宇多津町	5	10,500	2	0	0	1	No.1*1 左右7穴、上部中心1穴計 15穴(四隅と上部中央に も穴あけ) 木の棒不要、70cmのロー プを15本	0		750
14	綾川町	28	9,900	4	0	0	2	No.2*1 No.3*1 (上下の木の棒は外す)	0		200
15	琴平町	5	4,100	2	0	0	1	No.2*1(上下の木の棒は不要)	0		0
16	多度津町	4	11,300	1	0	0	1	No.2*1	0		200
17	まんのう町	12	7,300	2	0	0	3	No.1*1(No.1について は木の棒不要) No.3*1 No.7*1	0		300
小計		439	450,350	53	6	0	30		12		24,430
	県分	200	450	6	5	0	0		2	広報船幕	0
	学校配布分	50	2,070	0	0	0	0		0		0
	百貨店・銀行等	180	0	0	0	18	0		0		0
	JR・ことடன்等	73	0	0	0	0	0		0		0
	予備	58	1,130	6	4	6	0		0		570
計		561	3,650	12	9	24	0		2		570
合計		1,000	454,000	65	15	24	30		14		25,000

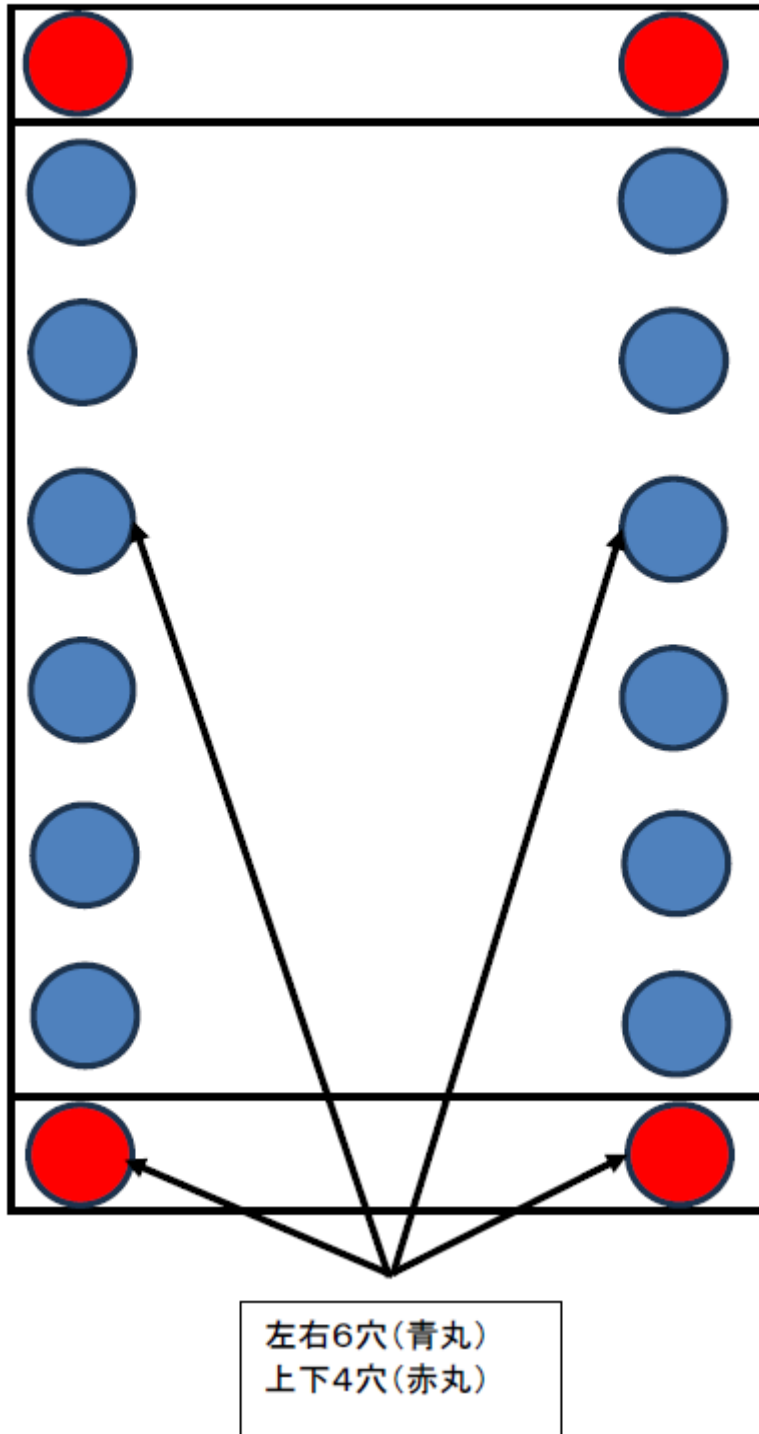
※1 選挙名等を記載した6枚(仕様書7/21ページ)は県分とします。

※2 懸垂幕の規格は、H*W:No.1(800*90),2(700*90),3(600*90),4(500*90),7(600*55),横断幕H*W:No.5(90*700),6(50*700),8(70*700)です。(単位:cm)

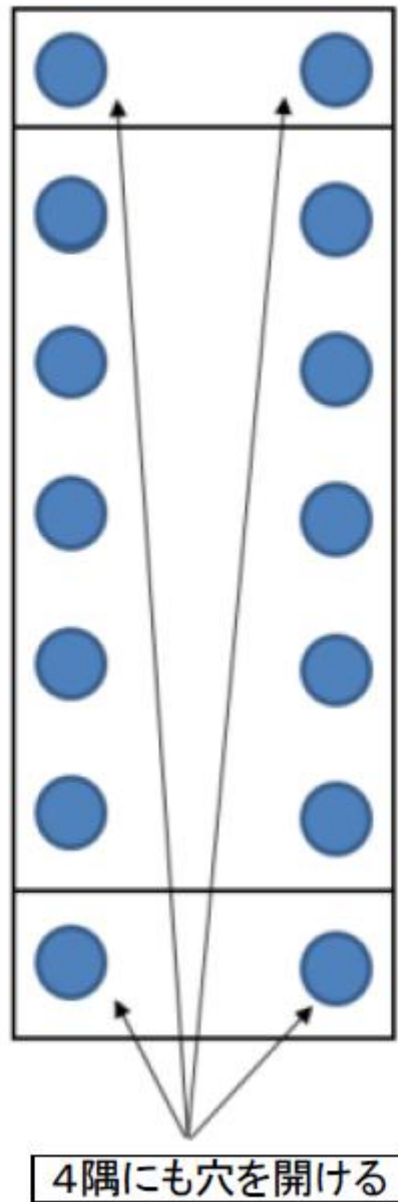
上記表の規格欄において特段の注記がない場合、懸垂幕は、左右3穴計6穴、ロープの長さは20メートル、横断幕は、上下4穴計8穴、ロープの長さは5メートルとします。

ただし、高松市の「⑥懸垂幕」、さぬき市・小豆島町の「⑥懸垂幕」、三豊市の「⑦横断幕」については後掲図のとおりとします。

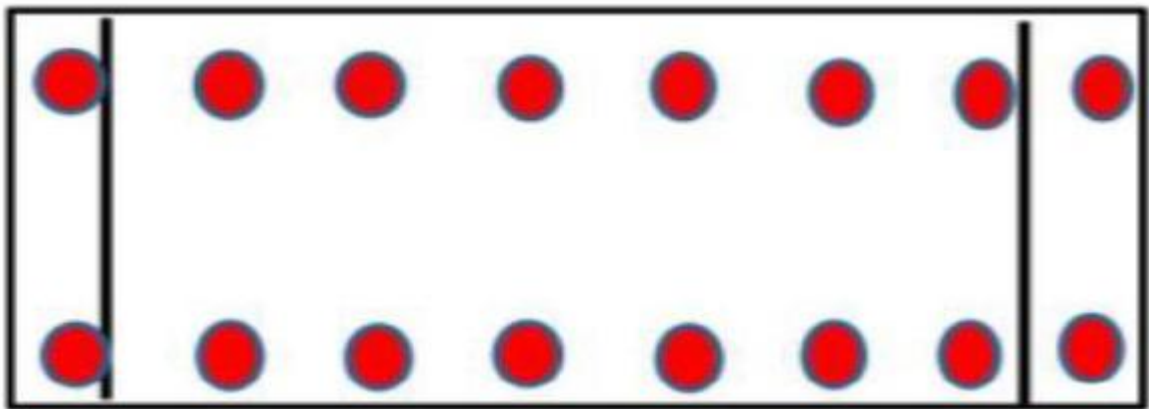
高松市の懸垂幕の規格について



さぬき市、小豆島町の懸垂幕の規格について



三豊市の横断幕の規格について



横断幕(90*700)のうち1つについて、
等間隔で8穴×2＝計16穴

参考資料6

懸垂幕・横断幕集計

	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	合計
高松市	1	1	2		2	1			7
丸亀市	1				1				2
坂出市	1							1	2
善通寺市	1								1
観音寺市	2	1							3
さぬき市	2		1					1	4
東かがわ市	1				2				3
三豊市		2		1	3	1			7
土庄町		1							1
小豆島町		1		1					2
三木町	1								1
直島町				1					1
宇多津町	1								1
綾川町		1	1						2
琴平町		1							1
多度津町		1							1
まんのう町	1		1				1		3
合計	12	9	5	3	8	2	1	2	42